久我記念美術館

2月企画展　5日(土)~27日(日)
(月曜休館・入場無料)

木村辰也　版画展

２月の久我記念美術館は、５日から27日まで「木村辰也　版画展」を開催します。木村さんは、粕屋町にお住まいの教育者。長年にわたって精魂をかたむけられた集大成です。版画の世界をお楽しみください。

●作家のメッセージ

日本水彩画協会々員 矢野鈴子画

「絵筆を手にしましたのが45年前、その絵筆を彫刻刀に持ちかえて20年、年数だけは重ねてきましたが、納得のいく作品はいまだに制作できません。常に締切日が作品の出来上がりでした。でも、年数を食っただけに作品の数だけは増えました。それらの作品の中から厚顔にも「版画個展」という形で展示することにいたしました。

本来、無職の高齢者ですから、腰を据えて版画や絵を描いたりしておればよいのですが、結局、数年来の作品の中から大小取り合わせて並べることにしました。どうかご高覧くださいますようお待ちしています。」

▲博多祇園山笠

略歴

1929	小野村(現古賀市)に生まれる 現住所　粕屋町江辻
1959	小学校教員(以後35年間)
1963	西日本美術展出品(以後3年間)
1965	示現会出品(以後8年間)
1966	福岡県展(甘木市長賞受賞)
1993	福岡県展(太宰府市長賞受賞)
1999	太平洋美術会々員推挙

○3人展(洋画)　10回
○2人展(版画)　2回
○個　展(洋画・版画・水彩画・絵てがみ)　12回

1月の企画展

三人展

新井光守　荻晴美　上杉和稔

8日(土)から30日(日)まで(月曜休館・祝日の場合は翌日休館・入場無料・最終日は16時まで)

▲観世音寺

まちの史跡めぐり……⑭

町文化財専門委員　石瀧　豊美

江戸時代へようこそ(7)

＝ 村の一年(続き) ＝

前回に続いて『村役人心得』を見ていきます。

【三月】

地頭納め

ことわざに「泣く子と地頭には勝てぬ」と言います。泣く子には、いかなる猛者ももうお手上げ。下手に出なければどうしようもない。

というわけで、地頭はわがままのしほうだいという感じだったんですね。地頭が何か言い出したら、民衆はやはりお手上げでした。

この場合の地頭は鎌倉幕府が設置した「守護・地頭」の地頭です。つまり地方にいて、領地を支配する武士達―それが地頭でした。地頭は次第に荘園に力を及ぼし、武力を背景に荘園の土地を奪い取っていきます。

地頭は転んでもただでは起きない。草をむしりとって起きあがるというふうに……。とにかくチャンスさえあれば、土地を増やそうと虎視眈々としている。地頭にはそういう印象がこびりついていたようです。それで先ほどのことわざが生まれました。

ところで、今回取り上げる地頭は江戸時代の話。福岡藩でも、土地を支配する武士は、鎌倉時代と同様「地頭」と呼ばれていました。

武士は大きく二つに分かれます。「知方」と「扶持方」です。「扶持方」は下級武士で、その給与は「～石～人扶持」と表示されます。一年分の給与が定められていて、現物の米を支給されていました。

「知方」とは藩主から土地(知行地)を与えられている中・上級の武士で、土地の大きさは石高で表示されます。つまり、その土地にある田畠からどれだけの米・大豆が取れるかです。田の石高は米で、畠の石高は大豆で表示されました。

その土地はあちこちの村にまたがっているのがふつうです。家老クラスになると数千石から時には一万石を超える場合もあります。一つの村はだいたい数百石ですから、こうした高禄の武士はいくつもの村を丸ごと領地としていました。

これに対して数百石の武士達は一つの村の一部分を領地としていました。しかもいくつもの村に、その一部分ずつを持っていて、それを合計してようやく数百石に達するという場合もあります(小規模の領地が分散していたということ)。

このように、石高を所持している武士のことを、村から見ると地頭と呼んだのです。「地頭納め」とは、村と地頭との付き合い方の問題で、本来なら、村は地頭に年貢を納めるという関係ですが、その延長上に、村からは季節ごとの納め物を持参していました。今ならお中元とか、お歳暮に相当するようなものです。

おそらく中世以来の伝統があったのでしょう。室町時代の京都では、八月一日(朔日)に八朔の贈り物を持参する習慣がありました。八朔は田が実るので「田の実の節句」と言いますが、これが「頼み」につながり、日頃お世話になっている人たちに贈り物をする習慣が生まれたようです。私たちがお中元を贈るのはその名残なのでしょう。

福岡藩では、この贈り物に規定があり、季節に応じて品目が決まり、石高に比例してその数が決まります。たとえば、年末には大掃除のためのホウキ、正月の門松といったぐあいです。この規定は後で詳しく取り上げてみたいと思います。

宗旨改め

すでに取り上げたとおり(連載第八九回)、宗旨改めは庄屋の仕事の内でも最も重視されたものです。幕府の言い方ではキリシタン宗門改めですが、福岡藩では宗旨改めと言いました。三月三日、藩内の全ての村でいっせいに実施されました。宗旨改めは仏教徒であることを確認したのですが、そのことで、間接的にキリシタンではないことを証明したのです。

山判改め

山判改めは宗旨改めに付随する措置です。江戸時代、山林は徹底して保護されていました(これは前号で触れました)。治山治水に力を注ぐことは君主の徳行の一つとも考えられていました。海岸部の松林は防風林の役目を持ちますし、山林は雨水を貯えて土砂の崩落や洪水を防ぐ役割も果たします。湧き水をきれいに保つのも山林です。

そこで、村人が山林に入るのは基本的に木を伐るためではありません。薪や牛馬のえさ、肥料とするために、草を刈ったり、落ちている枝、松葉、灌木の類を拾い集めたのです。

村々はそのためにまぐさ場を持っていました。これが入会権と言われるもので、土地を所有しているわけではなく、ただ、まぐさを採る権利(用益権)が認められていたのです。

村ではあらかじめ決められたお金を払って、一定枚数の山札の交付を受け、村人はそれを持って交代で山に入りました。山判改めはその際の山での行動について、約束事(御山御法)を守ると誓約しました。それが山判改めです。